

令和 7 年中泊町教育委員会 3 月定例会会議録

日時 令和 7 年 3 月 1 4 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分

場所 中泊町役場 2 階 委員会室 2

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第 4 号 中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について
- 4 議案第 5 号 中泊町教育委員会会議規則の一部改正について
- 5 議案第 6 号 中泊町就学援助費支給規則の一部改正について
- 6 議案第 7 号 中泊町公民館規則の一部改正について
- 7 議案第 8 号 中泊町博物館下前分館規則の廃止について
- 8 議案第 9 号 中泊町史編さん室設置規程について
- 9 議案第 1 0 号 令和 7 年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 10 議案第 1 1 号 令和 7 年度中泊町学校評議員の委嘱について
- 11 議案第 1 2 号 令和 7 年度中泊町地域学校協働活動推進委員の委嘱について
- 12 議案第 1 3 号 中泊町スポーツ推進委員の委嘱について
- 13 議案第 1 4 号 中泊町文化財審議会委員の委嘱について
- 14 議案第 1 5 号 宮越家住宅・資料保存活用検討委員会委員の委嘱について
- 15 報告第 4 号 令和 7 年度当初予算の概要について
- 16 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 佐井川 智道、

委員 東山 綾子、委員 角田 龍二

【欠席委員】

なし

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 宮越 敏宜、課長補佐 白崎 春樹、

【署名委員】

委員 宮越 寛、委員 東山 綾子

(午前 10 時 00 分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は 5 名です。定足数に達していますので、これより令和 7 年中泊町教育委員会 3 月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、12 議案、1 報告、その他となっております。

日程第 1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第 20 条第 3 項の規定に基づき、宮越委員、東山委員を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

<議案第 4 号>

○教育長 これより「議事」に入ります。

日程第 3、議案第 4 号「中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 4 号「中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について」ご説明いたします。ただいま配布した内示書をご覧ください。

内容については、人事異動発表(3 月 17 日)まで非公開

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 4 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 号

○教育長 日程第 4、議案第 5 号「中泊町教育委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 5 号「中泊町教育委員会会議規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本議案につきましては、「毎月定例会を開催する必要があるかどうか」という観点から、県内市町村の会議規則を確認し、12月定例会で委員の皆様方からご意向を確認した結果、審議すべき議案がある際に開催することが適当とのことから、今般、教育委員会会議規則を改正するものです。

具体的には、新旧対照表をご覧ください。従来の会議規則では、会議の種類を定例会と臨時会に分け、定例会は月1回開催しておりましたが、改正案では、教育長が必要であると認めるとき、または委員2人以上の者から、書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときと改めます。この改正により、本会議の名称は、中泊町教育委員会会議となります。

なお、この改正は令和7年4月1日施行といたします。以上、本議案の説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは議案第 5 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。従って、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

<議案第 6 号>

○教育長 日程第 5、議案第 6 号「中泊町就学援助費支給規則の一部改正」についてを議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 6 号「中泊町就学援助費支給規則の一部改正」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

経済的に苦しい家庭等に対し、就学機会を保障するために行っている就学援助費制度ですが、昨今、物価高騰もあり、国の支給単価が見直されていることや、宿泊費等の高騰により修学旅行費が膨らんでいることから、支給金額を変更するのが今回の趣旨であります。また、医療費に関しましては、現在現物支給となっている実態に合わ

せ、所要の改正をするものであります。具体的には新旧対照表でご説明しますので、どうぞご覧ください。

第7条第1項第1号から第3号は具体的な支給費目を定めている規定になりますが、先ほど申し上げた医療費は現物支給となっておりますので、支給費目から削ることといたします。また、新旧対照表の2ページ目にあります支給費目のうち、校外活動費については国の支給単価に金額を合わせ、それから修学旅行費については、宿泊費や交通費等の高騰により、小学校の4万円では足りないという実態があることから、金額を5万4000円に変更するものであります。

なお、中学校の修学旅行費については中里中学校、小泊中学校とも日数を1日減らしており、現在の支給単価で間に合っていますので変更はしません。

以上、本議案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 はい。これから質疑を行います。何かございませんでしょうか。

(なしの声)

○教育長 それでは議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

<議案第7号>

○教育長 日程第6、議案第7号「中泊町公民館規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第7号「中泊町公民館規則の一部改正について」をご説明いたします。議案書をご覧ください。

3月に開催された令和7年第1回中泊町議会定例会において、中泊町公民館条例の一部改正が承認されました。これは、人口減少が進む当町の現状に鑑み、教育委員会所管の各種委員を見直した結果、公民館運営審議会に関しましては、社会教育委員会にその役目を引き継ぎ、整理統合するための改正でありました。その改正条例成立を受け、規則を改正するのが本議案になります。

具体的には新旧対照表でご説明しますので、同表をご覧ください。

その1ページ目、第1条ですが、「公民館運営審議会」の文言がありますので、当該部分を削りました。2ページ目の第9条、第10条に関しましては、公民館運営審議

会の会議に関する事項ですので、当該2条を削り、後続の条項はそれぞれ2条ずつ繰り上げております。そのほか、文言の調整及び条項ずれの改正も行っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異義ありませんか

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

<議案第8号>

○教育長 日程第7、議案第8号「中泊町博物館下前分館規則の廃止について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第8号「中泊町博物館下前分館規則の廃止について」ご説明します。議案書をご覧ください。

3月に開催された令和7年第1回中泊町議会定例会において、中泊町総合文化センター条例の一部改正が承認されました。これは、老朽化が進んで雨漏り等が激しい現状にあり、抜本的な改善のためには大規模な改修工事が必要となることから、この際、校舎部分である博物館下前分館を廃止するための改正でありました。その改正条例成立を受け、規則を廃止するのが本議案になります。

なお、収蔵品に関しましては、旧小泊小学校に一時保管することとし、関連予算案も議会において承認されておりますことを申し添えます。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではこれから質疑を行います。

○宮越委員 博物館下前分館（旧下前小学校）は、今後使用する予定はないのか。

○教育課長 使用する予定はなく、町としては解体を検討している状況です。

○角田委員 避難所部分（体育館）はどうするのか。

○教育課長 避難所として指定している体育館は、廃止いたしません。

○教育長 その他ありますか。

(質疑なしの声)

○教育長 それでは質疑なしと認め、議案第8号を採決します。お諮りします。本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第8号は原案のとおり可決されました。

＜議案第9号＞

○教育長 日程第8、議案第9号、「中泊町史編さん室設置規程について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第9号「中泊町史編さん室設置規程について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

町史につきましては、2001年2月に旧小泊村刊行の磯野家文書集が刊行されたのが最後になり、また、中里町誌は昭和40年刊行となっているため、約60年間の空白が生じているのが現在の状況です。この60年間には、新たな知見が積み上がってきており、町の歴史についてしっかり見直すことが必要になってきております。今年は合併20周年を迎えることもあり、各種資料の散逸を防ぐため、これを機に本格的な町史としてまとめ上げ、後世に引き継ごうということから、本設置規程により「中泊町史編さん室」を設置するものであります。

具体的な条項ですが、第1条は設置目的、第2条は司る事務、第3条及び第4条は置く職員とその職務、第5条は教育委員会への委任規定になります。

なお、次の町史の方向性に関してですが、いわゆる分厚い町史を本の形式で刊行するのでは、一部の識者のみの資料となってしまうと考えられます。そこで、次の町史では各種ビジュアルを入れ、分冊形式とした町史通史編を編さんしたいと考えております。また、これらのデータ及び資料編はすべてデジタルデータとして記録され、たとえばQRコードを読み込むと資料編の該当部分が現れるなど、時代に即した工夫を凝らし、一部の人だけでなく子どもから大人まで読んでもらえるような町史にしたいと考えております。

また、刊行スケジュールについては約8年間を想定しており、先に資料編から刊行して、令和10年度あたりから通史編の刊行も開始され、全てが終了するのが令和14年度という計画です。

目下、編さん室の体制についてですが、令和7年度当初から博物館内に「町史編さん室」室長を置き、町史の編さん方針を決めてもらいたいと考えております。そのほ

か、編さん委員会での編さん方針決定や、編集委員会での執筆依頼、調査資料の収集等を行っていく予定です。

予算については、令和7年度に人件費、備品類等の購入などで788万円ほどを計上いたしました。

以上、町史編さんについてご説明差し上げましたが、しっかりした歴史をつくることは未来の中泊町のために重要な事業と認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではこれから質疑を行います。

(質疑なし)

○教育長 それでは議案第9号を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第9号は原案のとおり可決されました。

<議案第10号>

○教育長 日程第9、議案第10号「令和7年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第10号「令和7年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第23条第1項及び第2項において、各学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことと規定されており、中泊町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第3条に基づき、中泊町教育委員会が委嘱することとされています。このたび、令和7年3月31日をもって任期が満了となることから、後任の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてお諮りするものです。

なお、今年度の変更点としましては、こども学園の学校医が、現在の医師から新たに赴任する医師に変更となります。現在の先生によりますと次の方から内諾は得ている状況です。その他は皆さん再任でございます。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(質疑なし)

○教育長 それでは議案第１０号を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第１０号は原案のとおり可決されました。

＜議案第１１号＞

○教育長 日程第１０、議案第１１号「令和７年度中泊町学校評議員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第１１号「令和７年度中泊町学校評議員の委嘱について」説明いたします。議案書をご覧ください。

本議案は、中泊町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第２５条において、各学校に学校評議員を置くことと規定されており、中泊町学校評議員運用規程第４条に基づき、中泊町教育委員会が委嘱するものであります。このたび、令和７年３月３１日をもって任期が満了となることから、後任の評議員委嘱についてお諮りするものです。

なお、名簿の方々は、同規程第４条第２項の規定に基づきあらかじめ学校長から推薦された皆さんであり、令和６年度から中里中学校１名の評議員が変更となっております。その他の皆さんは同じ推薦状況となりました。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしく願いいたします。

○教育長 何かご質問ありますでしょうか。

(質疑無し)

○教育長 議案第１１号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認め、従って議案第１１号は原案のとおり可決されました。

＜議案第１２号＞

○教育長 日程第１１、議案第１２号「令和７年度中泊町地域学校協働活動推進委員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第１２号「令和７年度中泊町地域学校協働活動推進委員の委嘱について」をご説明いたします。議案書をご覧ください。

本推進委員につきましては、地域と学校が連携及び協働して、こどもたちの成長を軸とした学ぶ力をはぐくみ、地域とのつながりを深めて、地域づくりを促進することを目的とし、社会教育法第9条7第1項及び中泊町地域学校協働推進員設置要綱に基づき地域学校協働活動を推進するものであります。このたび、令和7年3月31日をもって現委員の任期が満了となることから後任の推進委員の委嘱についてお諮りするものです。なお、同要綱第5条の規定により各校から後任の推薦をいただいております。

議案の名簿に掲載されている方々は学校から推薦があった方で、いずれの方も学校および地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育長 何か質疑ございますか。よろしいですか。

(質疑なし)

○教育長 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。議案第12号を採決します。お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第12号は原案のとおり可決されました。

<議案第13号>

○教育長 日程第12、議案第13号「中泊町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第13号「令和7年度中泊町スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条で市町村にスポーツ推進に関わる体制の整備のためスポーツ推進委員を委嘱するものとなっており、中泊町スポーツ推進委員に関する規則に基づき設置しております。前回委嘱した委員が令和7年3月31日で任期満了となることから、後任の委員の委嘱についてお諮りするものです。なお、現在のスポーツ推進委員は13名おりますが、人口減少等に伴い、教育委員会所管の各種委員を見直した結果、今回から10名に委嘱したいと考えております。

名簿をご覧いただきたいと思います。1番から8番までの方は再任になります。9番の方が新たに委嘱となり、1名の方は内諾を得られず再度検討することになりました。残り1名の方につきましては、内諾が得られ次第、教育長決裁で処理し、速やかにご報告差し上げたいと存じます。

いずれの方も、長く町のスポーツ推進に貢献してきた方々であり、また新任の方についても意欲がある方と伺っております。適任であると存じますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

○教育長 なにか質疑ありませんか。よろしいですか。

(質疑なし)

○教育長 それでは質疑なしと認めこれで質疑を終わります。議案第13号を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第13号は原案のとおり可決されました。

<議案第14号>

○教育長 日程第13、議案第14号「中泊町文化財審議会委員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第14号「中泊町文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

中泊町文化財審議会委員は、中泊町文化財保護条例第3条の規定に基づき設置される審議会で、文化財の保存及び活用に関する調査、審議をし、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申することが職務となっております。同条例第6条の規定により、その委員は「文化に高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する」こととされ、第7条第1項の規定によりその任期は「2年」であります。前回委嘱した委員が令和7年3月31日で任期満了となることから、後任の委員を委嘱するにあたりお諮りするものです。

なお、新たな委員は6名全員が再任で、当町の文化、歴史に関して深い知識、見識を有する方々であり、いずれの方も適任であると存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長 それではこれから質疑を行います。何か質問等ありますか。

(質疑なし)

○教育長 他によろしいですか。それでは議案第14号を採決します。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第14号は原案のとおり可決されました。

<議案第15号>

○教育長 日程第14、議案第15号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員会委員の委嘱について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第15号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員会委員の委嘱について」ご説明します。議案書をご覧ください。

本委員につきましては、宮越家住宅・資料の保存活用を図るために設置されるものであり、同委員会設置要綱第3条に基づき、「文化財について専門的知識を有する者」「学識経験を有する者」「その他教育委員会が適当と認める者」のうちから10人以内で、教育委員会が委嘱することとなっています。現委員は令和6年度から委嘱を行っており、任期は令和7年度末までの任期があるわけですが、今年度、宮越家襖絵の「春夏花鳥図」が記者発表により一躍注目を集め、絵画に関する専門的な意見や知見をいただく必要があると思われることから、新たに委員を追加するためにお諮りするものです。

新たに追加する委員は、名簿記載のとおり山下善也氏であります。説明するまでもありませんが、昨年9月17日に行われた記者発表時に研究成果を発表した方であり、狩野派研究の第一人者として知られる方です。宮越家花鳥図が大英博物館所蔵の「秋冬花鳥図」と対になることを発見した方であり、これ以上の方はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 それではこれから質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○教育長 それでは質疑なしと認め、これで質疑を終わります。議案第15号を採決します。

お諮りします。本議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認めます。従って議案第15号は原案のとおり可決されました。

<報告第4号>

○教育長 日程第15、報告第4号「令和7年度当初予算の概要について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第4号「令和7年度当初予算の概要について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

令和7年度の当初予算ですが、去る3月7日、令和7年第1回中泊町議会定例会で承認されたところです。教育委員会所管の予算につきましては、一部、第8款の土木費にも運動公園管理費がございますが、第10款教育費の総額は9億9,728万7千円となり、前年度当初と比較しますと1億6,105万8千円、率にして19.26%の大幅な増となっています。また、町全体の歳出に占める割合は11.82%と

なり、ここ2年間で約4億7,800万円の増加と大幅に上昇しております。なお、予算は歳入もありますが、歳出について概要をご説明したいと思います。順を追って説明しますので、次のページをご覧ください。

まず、第8款 土木費の中にある「公園費」ですが、こちらは運動公園にかかる経費になります。大きいものは、乗用草刈機購入374万7千円になります。

次のページをご覧ください。ここからは第10款 教育費になります。教育委員会の予算は、ほぼこちらから支出されます。

まず先に学校教育関係の予算になりますが、主立ったものでは、「事務局費」に、ICT支援員予算を増額して201万1千円、公設塾運営で1,998万8千円、オンライン英語教育運営に2,355万8千円、理科教育設備等購入に99万2千円、統合型校務支援システム導入に2,566万4千円となっています。「学校建設費」では、中里地域義務教育学校改修基本・実施設計業務に4,070万円を計上しました。なお、こちらの業務は令和8年度も続き、総額で約7千万円の業務となります。次に、小学校費の「学校管理費」では、スクールバス運行・特別運行業務に3,153万円、中学校費の「外国青年招致事業費」にはALTの費用860万円、小中一貫校費の「学校管理費」には、こどもり学園への遊具設置費用で220万円を計上しました。なお遊具は、ブランコと鉄棒を予定しております。次のページをご覧ください。

こちらは社会教育・社会体育分野の予算になります。主立ったものでは、社会教育総務費に博物館下前分館廃止に伴う資料移転費用として合計48万8千円、町史編さん事業スタートに伴う報酬や備品類等で157万5千円を計上しました。これらのほか、室長の人件費も計上しております。また、文化財保護費には宮越家関係の事業として、襖絵修理業務に386万3千円、襖絵複製製作業務に88万4千円、襖絵照明設備整備業務に157万3千円、離れの屋根塗装工事に231万円、庭園整備工事に179万3千円、弘前大学との共同研究に80万円を計上しております。次に総合文化センター費ですが、指定管理料4,933万円のほか、現在進んでいる改修工事の令和6年度残り分と、令和7年度新規発注分を合わせ、2億8,736万9千円を計上いたしました。なお、令和7年度は、令和6年度の持ち越し分として舞台のロープ交換や冷暖房の入替・増設工事、令和7年度新規発注分では外壁改修や屋上防水シートの張り替え、可動椅子、煙突、音響設備、浄化槽の改修、Wi-Fi整備などを予定しております。令和7年度新規発注分に関しましては、作業的に令和8年度にもずれ込むと予想されるため、工事入札後、落札業者と作業のスケジュールを調整すること

になります。今申し上げた工事が全て行われるわけではないことにご留意くださればと思います。次に「図書館費」では、今年度更新した図書館蔵書管理システムに104万2千円、資料購入費に139万4千円、こちらは学校教育の分野になりますが、「学校給食センター費」に、スチームオーブン・器具洗浄機更新費用として1,035万1千円、高騰が続く賄材料費は3,313万4千円としました。なお、就学援助費分を除いて、賄材料費に対しては県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金が充てられ、交付限度額は2,156万円となっています。そのほか、体育センターの老朽化した気中開閉器の更新工事に81万円を計上しております。

以上、簡単ですが予算のご説明といたします。よろしく申し上げます。

○教育長 令和7年度の当初予算について、何か質疑ありますか。

(各委員からの質問・意見について事務局が回答する。)

○教育長 その他質問等ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 それでは、日程第16、その他として何かありますか。

- ・事務局より令和6年2月～令和7年1月住民基本台帳の転出データについて説明
- ・公民館の中央館について説明
- ・運動公園の使用料について説明
- ・今年4月からメタバース英語教育が町内全校でスタート
- ・中里小学校が読書活動の推進などで、文部科学大臣賞を受賞

○教育等 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 それでは、これをもちまして令和7年中泊町教育委員会3月定例会を閉会します。

(午前11時24分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和7年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 宮 越 寛

署 名 委 員 東 山 綾 子

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 宮 越 敏 宜